

判決要旨

注記：法廷意見が公表される時、可能な場合には、本件に関して公開されるのと同様に、判決要旨（頭注）が公開される。判決要旨は、当裁判所の法廷意見の一部を成すものではなく、判決報告者が読者の便宜のために作成したものである。合衆国対デトロイト・ティンバー・アンド・ランバー・カンパニー事件（連邦最高裁判所判例集（U.S.）第200巻第321頁、337頁）参照。

米国連邦最高裁判所

判決要旨

モナスキー対タグリエリ

第6巡回区連邦控訴裁判所に対する
裁量上訴受理令状

第18-935号 弁論期日：2019年12月11日 決定日：2020年2月25日

国際的な子の奪取救済法（合衆国法典第22編第9001条以下参照）により米国において実施されている国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約（ハーグ条約又は本条約という）は、「常居所」地国から不法に連れ去られた子は、通常、当該国に返還されなければならないと定めている。

米国市民である申立人モナスキーは、夫婦で米国からイタリアに移った後、イタリア人の夫である相手方タグリエリが虐待をするようになったと主張している。イタリアで同夫婦の娘であるA. M. T.が生まれた2カ月後、モナスキーは、当該幼児を連れてオハイオ州に逃げた。タグリエリは、A. M. T.が「常居所」地国から不法に連れ去られたことを理由として、合衆国法典第22編第9003条（b）の規定により、本条約に基づくA. M. T.のイタリアへの返還をオハイオ州北部地区連邦地方裁判所に申立てた。同地方裁判所は、両親の共通意図は、娘がイタリアに居住することであったと結論付け、タグリエリの申立てを認めた。その後、2歳のA. M. T.は、イタリアに返還された。第6巡回区連邦控訴裁判所大法廷は、同判断を維持した。同裁判所の判例に基づき、同裁判所は、初めに、幼児の常居所は両親の共通意図によって決まると述べた。その後、同裁判所は、地方裁判所の常居所に関する判断に明白な誤りがないかどうか審査し、明白な誤りを認めなかった。その中で、同裁判所は、A. M. T.をイタリアで育てるという両親の現実の合意がない場合には、イタリアはA. M. T.の「常居所」としての適格性を欠くとするモナスキーの主張を退けた。

判示事項：

判決要旨

1. 子の常居所は、当該事案に固有の諸事情を総合考慮することにより決まるものであり、両親の間でなされた現実の合意などの定型的な要件によって決まるものではない。第7頁～第14頁。
 - (a) 審理の出発点は、本条約の文言「及び当該用語が使用されている文脈」である。エールフランス対サククス事件（連邦最高裁判所判例集（U. S.）第470巻第392頁、397頁）。本条約は、「常居所」を定義していないが、本条約の文言及び解説報告書により示されているように、子は、当該子が慣れ親しんでいる場所に常居所を有している。この事実本位の審理は、「当該事案特有の事情に注意を払い、常識に基づき」行わなければならない。レドモンド対レドモンド事件（連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ（F.3d）第724巻第729頁、744頁）。より年長の子の順応並びに子の世話をする両親の意思及び状況は、関連性のある考慮要素ではあるが、単一の事実のみであらゆる事案にわたって決定的となるような事実はない。常居所は特定の事案に固有の諸事情により決まるということは、同条約の「交渉及び起草経緯」により裏付けられる。メデジン対テキサス州事件（連邦最高裁判所判例集（U. S.）第552巻第491頁、507頁）。この解釈は、本条約の他の締約国によりなされた常居所に関する判断とも合致する。第7頁～第12頁。
 - (b) 現実の合意要件を支持するモナスキーの主張には、説得力がない。幼児の「単なる物理的所在」は幼児の常居所についての決定的指標ではないが、その一方で、両親が特定の場所に家庭を築いたことを示す事実など、現実の合意以外の多岐にわたる事実によって、事実認定者は、幼児の居住が「常（habitual）」としての性質を備えているかどうか判断することが可能になる。また、合意があったかどうかという争いについて判断を下すことが、裁判所に一切の事情を考慮する裁量を認めるよりも、奪取された子どもの返還を促進し、奪取者予備軍の者たちを思いとどませるためのより迅速な方法であるともいえない。最後に、定型的な現実の合意という要件を課すことが、家庭内暴力の行われている環境に生まれてきた子どもを保護するという深刻な問題の適切な解決策になる可能性は低い。なぜなら、そのような要件を課せば、多くの幼児が常居所のない状態になってしまい、それゆえ、本条約の適用対象から外れてしまうからである。家庭内暴力は、子の返還後に、監護に関する家事審判の中で十分に探究すべき問題である。また、本条約には、子どもを家庭内暴力の害悪から保護するための仕組みもある：第13条（b）は、「[子を] 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険がある」場合には、裁判所が当該子の常居所への返還を命じないことを認めている。第12頁～第14頁。

判決要旨

2. 第一審の常居所に関する判断は、明白な誤りの有無につき敬讓的控訴審審査を受ける。事実審裁判所の常居所に関する判断は、多くの事実を背負った法律と事実の混合的問題を提起する。それゆえ、その判断は、事実認定を行う裁判所に任務を委ねるものであり、控訴審において明白な誤りの審査基準により判断されるべきである。US バンク対ビレッジ・アット・レイカーリッジ合同会社事件 (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 583 巻第 ___ 頁、___ 頁～___ 頁) 参照。上記と異なる旨を示す「歴史的伝統」はない。ピアース対アンダーウッド事件 (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 487 巻第 552 頁、558 頁)。明白な誤りの審査は、ハーグ条約の事案においては、特に美点となる：控訴審の迅速化により、本条約の重視する迅速性に資するのである。注目すべきことに、他の条約締約国の裁判所も、第一審の常居所に関する判断を敬讓的に審査している。第 14 頁～第 16 頁。
3. 本件の諸事情を考慮すると、準拠すべき諸事情総合考慮基準を第一審で適用する機会を下級審裁判所に与えるために、原判決を破棄して本件を差し戻す必要はない。第 16 頁～第 17 頁。

原判決 (連邦控訴裁判所判例集第 3 シリーズ (F. 3d) 第 907 巻第 404 頁) を維持する。

ギンズバーグ判事が法廷意見を述べ、ロバーツ首席判事並びにブライヤー判事、ソトマイヨール判事、ケーガン判事、ゴースッチ判事及びカバノー判事が法廷意見に賛同し、トーマス判事が法廷意見の第 I 部、第 III 部及び第 IV 部に賛同した。トーマス判事及びアリート判事は、一部同意・結論同意意見を提出した。

法廷意見

通知事項：連邦最高裁判所判例集の仮印刷版で公表される前に、この意見には、公式な改定が加えられる可能性がある。読者は、誤植その他の形式上の誤りがあれば、仮印刷版が印刷に回される前に訂正を行えるよう、〒20543 ワシントン D.C. 所在の米国連邦最高裁判所の判決報告者まで連絡されたい。

米国連邦最高裁判所

第 18-935 号

申立人ミシェル・モナスキー対
ドメニコ・タグリエリ

第 6 巡回区連邦控訴裁判所に対する
裁量上訴受理令状について

[2020 年 2 月 25 日]

ギンズバーグ判事が法廷意見を述べた。

「常居所」地国から不法に連れ去られた子は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約（ハーグ条約又は本条約という。1980 年 10 月 25 日、条約その他の国際法シリーズ (T. I. A. S.) 第 11670 番、上院条約文書 (S. Treaty Doc.) 第 99-11 号（「条約文書」という)) に基づき、通常、当該国に返還されなければならない。本件は、子の「常居所」を判断するための基準及び控訴審において当該判断を審査するための基準に係る事案である。申立人ミシェル・モナスキーは、米国民であるところ、イタリア人の夫であるドメニコ・タグリエリがモナスキーを虐待するようになった後、幼児である娘、A. M. T. をイタリアから米国に連れてきた。タグリエリは、本条約に基づき、A. M. T. をイタリアに返還するよう地方裁判所に申立て、同地方裁判所は、この申立てを認めた。控訴裁判所は、地方裁判所の命令を維持した。

法廷意見

モナスキーは、イタリアが A. M. T. の常居所であったとする地方裁判所の判断を非難している。提起された第一の問題点は、次のようなものである：A. M. T. をイタリアで育てるといふ両親の現実の合意がない場合に、イタリアは A. M. T. の「常居所」としての適格性を有するといえるか？第二の問題点は、次のようなものである：控訴裁判所は、地方裁判所の常居所に関する判断を敬謙的に審査するのではなく、独自に審査すべきであったか？本条約の他の締約国の裁判所の決定に同調し、当裁判所は、子の常居所は、当該事案に固有の諸事情を総合考慮することにより決まると判断する。幼児の常居所を定めるにあたって、両親の間でなされた現実の合意は必要ない。さらに、当裁判所は、第一審の常居所に関する判断は、明白な誤りの有無につき敬謙的控訴審査を受けると判断する。

I

A

ハーグ国際私法会議は、「家庭内の紛争の最中に行われる国際的な子の奪取の問題に対処するため」、1980 年にハーグ条約を採択した。ロサノ対モントーヤ・アルバレス事件（連邦最高裁判所判例集（U. S.）第 572 巻第 1 頁、4 頁（2014 年））（内部引用は省略）。米国及びイタリアを含む 101 の国が、本条約の署名国となっている。ハーグ国際私法会議、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年 10 月 25 日条約、加盟状況表、<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=24>。国際的な子の奪取救済法（ICARA）（制定順法律集（Stat.）第 102 巻第 437 頁、改正法を含む、合衆国法典第 22 編第 9001 条以下参照）は、本条約に基づく我が国の義務を実施するものである。「子の監護に関する事項において子の利益」に最もかなうのは、子の「常居所」地国で監護に関する決定がなされる場合である、というのが本条約の核心的な前提である。本条約前文（条約文書第 7 頁）；アボット対アボット事件（連邦最高裁判所判例集（U. S.）第 560 巻第 1 頁、20 頁（2010 年））参照。

これを達成するため、本条約は、通常、常居所地国から不法に連れ去られ又は常居所地国以外の場所で不法に留置されている子の迅速な返還を義務付けている。第 12 条（条約文書第 9 頁（第 3 条相互参照（同書第 7 頁）））。連れ去り又は留置は、子の常居所における監護に関する法律に違反してなされた場合に不法となる。第 3 条（同書同頁）。本条約は、返還義務にいくつかの例外を認めている。その中で最も重要なのは、返還によって子が害悪を受け、又は他の「耐え難い状態」に置かれることとなる「重大な危険」がある場合には、子の返還は適切でない、とするものである。第 13 条（b）（同書第 10 頁）。

法廷意見

本条約における返還要求は、監護に関する手続を行う裁判所を確定する「暫定的な」救済措置である。シルバーマン「ハーグ子奪取条約の解釈：グローバル法学を求めて」(カリフォルニア大学デービス校ロー・レビュー (U. C. D. L. Rev.) 第 38 巻第 1049 頁、1054 頁 (2005 年))。子が返還された後、当該裁判所において、監護に関する家事審判の手続が進められる。*同書同頁*参照。監護に関する手続の遅延を避けるため、本条約は、子をその常居所に返還するため、「利用可能な手続のうち最も迅速なものを用いる」よう、締約国に指示している。第 2 条 (条約文書第 7 頁)。第 11 条 (*同書*第 9 頁。返還命令の通常の判断期間を 6 週間と規定している) も参照。

B

2011 年、モナスキーとタグリエリは、米国で婚姻した。2 年後、両名は、イタリアに移住し、両名とも、同国で職を見つけた。その時点で、米国に帰国する確固とした計画はなかった。イタリアでの最初の 1 年間、モナスキーとタグリエリは、ミラノで同居していた。しかし、すぐに婚姻関係は悪化した。モナスキーは、タグリエリが身体的虐待をするようになり、「何度も [モナスキーに] 性交を強制した」と主張している。連邦控訴裁判所判例集第 3 シリーズ (F. 3d) 第 907 巻第 404 頁、406 頁 (第 6 巡回区連邦控訴裁判所、2018 年) (大法廷)。イタリアに転居した約 1 年後の 2014 年 5 月、モナスキーは、妊娠した。その後、タグリエリは、ルーゴの町で新しい仕事を始めた。一方、イタリア語を話せないモナスキーは、約 3 時間離れた距離のミラノにとどまっていた。遠距離の別居及び辛い妊娠期間により、婚姻関係はさらに険悪になった。モナスキーは、米国への帰国を検討した。モナスキーは、米国での仕事に応募し、米国の離婚弁護士について尋ね、引っ越し業者から費用に関する情報入手した。とはいえ、これと同時に、モナスキーとタグリエリは、生まれてくる子をイタリアで育てる準備をしていた。モナスキーとタグリエリは、イタリアでの保育の選択肢について問い合わせ、赤ん坊がイタリアで生活するのに必要な買い物をし、ミラノ郊外により広いアパートを見つけた。

法廷意見

モナスキーとタグリエリの娘、A. M. T.は、2015年2月に生まれた。その後間もなく、モナスキーは、タグリエリに対し、離婚したいという話（これは、以前にもモナスキーとタグリエリの間で出ていた話であった）をし、米国に帰国することを待ち望んでいると述べた。しかし、その後、モナスキーは、ルーゴでA. M. T.と一緒にタグリエリと同居することに同意した。当事者らは、一緒にルーゴにいる間、関係を修復するかどうか議論していた。

2015年3月31日、またしても激しい口論をした後、モナスキーは、娘を連れてイタリアの警察に逃げ込み、セーフハウス（避難施設）のシェルターを探した。警察に対する供述調書において、モナスキーは、タグリエリに虐待され、生命の危険を感じたと主張した。2週間後、2015年4月、モナスキーと生後2カ月のA. M. T.は、イタリアを出国し、オハイオ州に行き、モナスキーの両親のもとに引っ越した。

タグリエリは、裁判所に救済措置を求めた。モナスキーが手続を欠席したまま、イタリアの裁判所は、イタリアの警察に対するモナスキーの供述の信用性を否定し、モナスキーの有する親の権利を停止することを求めたタグリエリの請求を認めた。付属書類第183頁。2015年5月15日、米国において、タグリエリは、イタリアがA. M. T.の常居所であることを理由として、合衆国法典第22編第9003条（b）の規定により、ハーグ条約に基づくA. M. T.のイタリアへの返還をオハイオ州北部地区連邦地方裁判所に申立てた。

法廷意見

同地方裁判所は、4 日間の非陪審審理を経て、タグリエリの申立てを認めた。当時の第 6 巡回区連邦控訴裁判所の判例は、裁判所に対し、子が周囲の環境に「順応し [た]」場所が当該子の常居所であると指示しており、同地方裁判所はこれに従った。裁量上訴受理令状申立書付属書類第 85a 頁 (ロバート対テッソン事件(連邦控訴裁判所判例集第 3 シリーズ (F. 3d) 第 507 巻第 981 頁、993 頁 (第 6 巡回区連邦控訴裁判所、2007 年)) を引用)。しかし、幼児は、周囲の環境に順応するには「幼すぎる」。裁量上訴受理令状申立書付属書類第 87a 頁。そのため、同地方裁判所は、「幼児の常居所を判断するにあたっては、[両親] の共通意図が関連する」、ただし、「特定の事実関係及び事情…によっては他の要素 [を] 考慮する必要が生ずる場合もありうる」という前提で審理を進めた。同書第 97a 頁。地方裁判所は、A. M. T. の両親の共通意図は、「米国に帰国する確定的計画のない状態で」婚姻家庭を築いた地であるイタリアに娘が居住することであると認定した。同書同頁。同地方裁判所は、たとえ、モナスキーがイタリア以外の場所で A. M. T. を育てる計画を立てることにより、A. M. T. の常居所を一方的に変更することができるとしても、その点に関する証拠によれば、モナスキーは、夫から逃げた日まで、米国で A. M. T. を育てるという「確定的計画を有していなかった」と付け加えた。同書第 98a 頁。地方裁判所は、その事実認定に沿って、A. M. T. のイタリアへの迅速な返還を命じた。

第 6 巡回区連邦控訴裁判所及び当裁判所は、上訴審の係属中、返還命令を停止するよう求めるモナスキーの請求を退けた。連邦控訴裁判所判例集第 3 シリーズ (F. 3d) 第 907 巻第 407 頁。2016 年 12 月、間もなく 2 歳になる A. M. T. は、イタリアに返還され、父親による監護を受けることになった¹。

米国において、同地方裁判所の返還命令に対するモナスキーの控訴につき、審理が進められた。チェイフィン対チェイフィン事件 (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 568 巻第 165 頁、180 頁 (2013 年)) (ハーグ条約に基づき子が返還されても、返還命令に対する控訴の争訟性は失われない) 参照。第 6 巡回区連邦控訴裁判所の 3 名の合議体 (全員一致ではなかった) は、地方裁判所の命令を維持し、大法廷 (全員一致ではなかった) もこの判断を支持した。

¹ タグリエリは、「2018 年 12 月にイタリアの裁判所が下した命令は、A. M. T. の法的監護を暫定的にルーゴ当局に認め、… [タグリエリの] 住居に定めた。そのうえで、同命令は、2018 年に同命令に先立ち下された裁判所命令で定められた計画に基づき、母親と娘の面会交流を継続することを定めた。」と述べている。相手方準備書面第 56 頁脚注 13。

法廷意見

大法廷の多数意見は、初めに、同地方裁判所の決定の後、同地方裁判所が前提としたとおり、幼児の常居所は「両親の共通意図」によって決まるという見解が、判例となる第6巡回区連邦控訴裁判所の意見(アハメド対アハメド事件(連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第867巻第682頁(2017年)))として確立されたと述べた。連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第907巻第408頁(アハメド事件(連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第867巻第690頁)を引用している)。次に、大法廷の多数意見は、同地方裁判所の常居所に関する判断に明白な誤りがないかどうか審査し、明白な誤りを認めなかった。A. M. T.の常居所はイタリアであるとする同地方裁判所の判断を是認し、多数意見は、「モナスキーとタグリエリは、両名の子が将来住む家について一度も「意見の一致」を見たことがない」のであるから、同地方裁判所は誤認を犯している、とするモナスキーの主張を退けた。連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第907巻第410頁。

大法廷のいずれの裁判官も、モナスキーの提示した現実の合意要件を多数意見が排斥したことにつき、異議を唱えなかった。また、いずれの裁判官も、イタリアはA. M. T.の常居所でないとする主張を支持しなかった。ボグズ裁判官は、自身が参加していた3名の合議体の多数意見の理由を支持する同意意見を書いた:「通常と異なる事情がない限り、子が専ら一つの国に、とりわけ両親と共に、居住していた場合には、当該国が当該子の常居所である」。同書第411頁。反対意見者らは、2つの別個の異論を述べた。一部の反対意見者は、地方裁判所の常居所に関する判断を覆審的に審査すべきと述べた。同書第419頁(ムーア裁判官の意見)参照。すべての反対意見者が、第6巡回区連邦控訴裁判所のアハメド事件の判例に照らせば、A. M. T.の常居所につき再検討させるため地方裁判所に事件を差し戻すべきと述べた。連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第907巻第419頁~420頁;同書第421頁~422頁(ギボンズ裁判官の意見);同書第423頁(ストランチ裁判官の意見)参照。

当裁判所は、控訴裁判所の間で重視する点が異なっていることに鑑み、連邦法及び国際法における重要な問題である常居所の判断基準を明確にするため、裁量上訴を許可した。連邦最高裁判所判例集第587巻第__頁(2019年)。例えば、連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第907巻第407頁(原審の事件)(子の順応に関する審理を「第一次的な」手法と評した)を、例えば、モーゼス対モーゼス事件(連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第239巻第1067頁、1073頁~1081頁(第9巡回区連邦控訴裁判所、2001年))(両親の共通意図をより重視した)や、例えば、レドモンド対レドモンド事件(連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第724巻第729頁、746頁(第7巡回区連邦控訴裁判所、2013年))「厳格な基準、定型的手法又は推定」を拒否した)などと比較せよ。さらに、適切な控訴審査の基準について控訴裁判所の間で見解が分かれている状態を解決するためにも、裁量上訴を許可した。例えば、連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第907巻第408頁~409頁(原審の事件)(明白な誤り)を、例えば、モーゼス事件(連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ(F.3d)第239巻第1073頁)(覆審的)と比較せよ。

法廷意見

II

提起された第一の問題点は、常居所の判断基準に関係している：子をどこで育てるかについて両親の間でなされた現実の合意は、幼児の常居所を定めるのに定型的に必要となるか？当裁判所は、常居所の判断は現実の合意の存在に依存するものではないと判断する。

A

「条約の文言及び当該用語が使用されている文脈」が出发点となる。エールフランス対サックス事件 (連邦最高裁判所判例集第 (U. S.) 470 巻第 392 頁、397 頁 (1985 年))。ハーグ条約は、「常居所」という用語を定義していない。子は、住んでいる場所に「居住している」。ブラック法律辞典 1176 頁 (第 5 版、1979 年) 参照。子が特定の国で居住していることは、「常 (habitual)」とみなされ得るが、それは、当該子の当該場所における居住が一時的にとどまらない場合に限られる。「常 (habitual)」は、「慣習的な、普段の、習慣としての性質を有する」という意味を含意している。同書第 640 頁。何によって、子の居住が「常 (habitual)」とみなされるのに十分耐えうるようになるのか、ハーグ条約の文言のみでは、確定的には示されない。間違いなく、同条約の文言は、常居所は子の両親の間でなされた現実の合意によって決まるとは言っていない。しかし、「常 (habitual)」という用語は、事実上注意を払った審理を示唆しており、定型的な審理を示唆してはいない。

法廷意見

本条約の解説報告書は、本条約の文言が示唆していることを確認している。同報告書によれば、常居所は「ハーグ国際私法会議にとっては…なじみのある」概念とのことである。1980年ハーグ国際私法会議、子の奪取、E. ペレス-ヴェラ、第14会期における条約及び文書(Actes et documents de la Quatorzième session) 第3巻の解説報告書第445頁第66段落(1982年) (「ペレス-ヴェラ」という)²。同報告書は、事実焦点を当てた表現を使って子の常居所に言及している：「[当該子が] 生活してきた家庭環境及び社会環境」。同書第428頁第11段落。したがって、子の居住を「常 (habitual)」とするのは、「子の社会環境及び家庭環境へのある程度の統合」である。OL 対 PQ 事件 (欧州司法裁判所判例集 (E. C. R.) 2017年版第 C-111/17号事件第42段落) (6月8日判決)；次の各判例も同様：子どもの弁護士事務所対バレグ事件 (最高裁判所判例集 (S. C. R.) [2018年版] 第1巻第398頁、421頁第43段落、ドミニオン判例集 (D. L. R.) 第4シリーズ第424巻第391頁、410頁第43段落 (カナダ))；A 対 A 事件 (上訴事件判例集 (A. C.) [2014年版] 第54段落 (2013年)) (英国)。それゆえ、連邦控訴裁判所の間で、子の常居所を定めるために使用する基準が、その重視する点のみだとしても、異なっているとはいえ、上記第6頁参照、それらの裁判所の間には、「共通の」理解がある：連れ去り又は留置がなされた時点で子が慣れ親しんでいる場所が、子の常居所として位置付けられる。カーカイン対コヴァルチュク事件 (連邦控訴裁判所判例集第3シリーズ (F. 3d) 第445巻第280頁、291頁 (第3巡回区連邦控訴裁判所、2006年))。

² 批准過程で国務省が上院に提供した分析によると、「解説報告書は、[ハーグ] 国際私法会議により、本条約の公式な起草経緯書かつ注釈書として認められており、本条約の規定の意味に関する予備知識を提供する文書である。」ハーグ国際子奪取条約；文言及び法的分析、連邦官報 (Fed. Reg.) 第51号第10503頁 (1986年)。もっとも、同解説報告書には、「本報告書は [ハーグ] 国際私法会議により承認されたものではなく、ラポルトゥール [原文ママ] としては客観的であろうと努めたが、いくつかの記述に部分的に主観的な評価が反映されている可能性がある」と記載されている。ペレス-ヴェラ第427頁～428頁第8段落。アボット対アボット事件 (連邦最高裁判所判例集第560巻第1頁、19頁 (2010年)) (「この報告書が学術的注釈書より重視されるべきものかどうか判断する必要はない。」) 参照。

法廷意見

子の家庭の場所を定めるのは事実本位の審理であるから、裁判所は、「当該事案特有の事情に注意を払い、常識に基づか」なければならない。レドモンド事件 (連邦控訴裁判所判例集第 3 シリーズ (F. 3d) 第 724 巻第 744 頁)。周囲の環境に順応する能力のあるより年長の子については、順応を示す事実は大いに関連性があると諸裁判所が長い間認めてきた³。子ども、特に、幼すぎるため、又はその他の事情により、順応することができない子どもは、子の世話をする者としての親に依存していることから、子の世話をする両親の意思及び状況は、関連性のある考慮要素である。しかし、単一の事実のみであらゆる事案にわたって決定的となるような事実はない。常識から示唆されるように、単純な事案もある：子が一つの場所に家族と共に無期限に住んでいた場合は、当該場所が当該子の常居所となる可能性が高い。しかし、例えば、幼児が一つの国に住んでいたのが、単に、世話をする両親が当該場所にとどまるよう強要されていたためであった場合を想定してみたい。こうした事情は、計算に入れるべきである。カーカイン事件 (連邦控訴裁判所判例集第 3 シリーズ (F. 3d) 第 445 巻第 291 頁) (「子の常居所についての審理は、あらかじめ定められた定型的手法に単純化することのできない事実集約的な判断であり、必然的に、各事案の事情によって異なってくる。」) 参照。

³ 事実審裁判所が考慮してきた要素には、次のようなものがある：「相当の期間の経過と結び付いた地理的な変化」、「子の年齢」、「子と親の在留資格」、「学術活動」、「社会参加」、「スポーツプログラムや遠足への参加」、「子が新しく住んでいる国の人や場所との有意義な関係」、「言語の熟達度」及び「所持品がある場所」。連邦司法センター、ガルボリーノ判事「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年ハーグ条約：裁判官のための指針」第 67 頁～68 頁 (第 2 版。2015 年)。

子の常居所は特定の事案に固有の諸事情により決まるということは、ハーグ条約の「交渉及び起草経緯」により裏付けられる。メデジン対テキサス州事件（連邦最高裁判所判例集（U.S.）第552巻第491頁、507頁（2008年））（当該起草経緯は条約の解釈に役立つ可能性がある、と記載している）。本条約の解説報告書は、ハーグ会議では常居所は「住所（domicile）とは異なる、純粹に事実上の概念」と考えられていると述べている。ペレス-ヴェラ第445頁第66段落。同会議は、意図的に、その事実的性格ゆえに「常居所」という概念を選択し、住所や国籍といった正式な法的概念に代えて、この概念を、本条約による返還という救済の基礎に据えたのである。アントン「国際的な子の奪取に関するハーグ条約」国際比較法雑誌（Int'l & Comp. L. Q.）第30巻第537頁、544頁（1981年）（起草委員会の委員長の承認を受けた本条約の起草経緯）参照。この選択は、示唆に富んでいる。署名国は、子の常居所を判断する責任を負う裁判所に対し、各事案の個別の事情に対応するための「最大限の柔軟性」を与えようと努めている。P.ボーモン及びP.マックリーヴィー「国際的な子の奪取に関するハーグ条約」第89頁～90頁（1999年）（「ボーモン及びマックリーヴィー」という）。狙い：監護について、必ず、最も適切と推定される裁判所一子が慣れ親しんでいる国一で審判がなされるようにすること。

子の常居所は各事案の個別の事情によって決まるとする当裁判所の結論は、この条約の他の締約国の見解により支持される。ICARAは、「本条約の国際的に統一された解釈の必要性」を明示的に認めている。合衆国法典第22編第9001条（b）（3）（B）。ロサノ事件（連邦最高裁判所判例集（U.S.）第572巻第13頁）；アボット事件（連邦最高裁判所判例集（U.S.）第560巻第16頁）参照。条約の他の署名国の意見が当然に「相当な重要性」を有するという理解は、ハーグ条約の事案において「特別な効力」を有する、と当裁判所は述べている。同書同頁（エルアル・イスラエル航空対ツイ・ユアン・ツェン事件（連邦最高裁判所判例集（U.S.）第525巻第155頁、176頁（1999年））を引用し、次に、エールフランス事件（連邦最高裁判所判例集（U.S.）第470巻第404頁）を引用している）。条約の締約国間には、常居所の判断を事案の個別の事情に関する事実本位の審理として扱うという「明白な傾向」が見られる。バレグ事件（最高裁判所判例集（S.C.R.）[2018年版]第1巻第423頁第50段落、ドミニオン判例集（D.L.R.）第4シリーズ第424巻第411頁第50段落）。

法廷意見

レディ・ヘイルは、英国最高裁判所のために次のように書いた：子の常居所は、「数多くの要素によって決まるものであり、…両親の目的と意思は、単に、関連する要素の一つにすぎない…。審理の本質的に事実的かつ個別的な性質は、法的概念をもって虚飾されるべきではない。」*A 事件* (上訴事件判例集 (A. C.) [2014 年版] 第 54 段落)。欧州司法裁判所、カナダ最高裁判所及びオーストラリア連邦最高裁判所が同意している。*OL 事件* (欧州司法裁判所判例集 (E. C. R.) 2017 年版第 C-111/17 号事件第 42 段落) (子の常居所は「個々の事案に特有の事実関係における一切の事情を考慮し、…確定しなければならない」)；*バレグ事件* (最高裁判所判例集 (S. C. R.) [2018 年版] 第 1 巻第 421 頁、423 頁～430 頁第 43 段落、48 段落～71 段落、ドミニオン判例集 (D. L. R.) 第 4 シリーズ第 424 巻第 410 頁～417 頁第 43 段落、48 段落～71 段落) (「裁判官はすべての関連する相互関係及び事情を考慮する」という手法を常居所の判断について採用した)；*LK 対地域社会事業省長官事件* (コモンウェルス法判例集 (C. L. R.) [2009 年版] 第 237 巻第 582 頁、596 頁第 35 段落 (オーストラリア)) (「子が常居所を有する場所に関する基準一式を特定しようとするならば、…常居所の問題は非常に多様な状況における決定を好むという単純な見解は否定されてしまう」) 参照。香港及びニュージーランドの中間上訴裁判所は、「常居所」が何を意味するかについて、同様に述べている。*LCYP 対 JEK 事件* (香港判例集・判例ダイジェスト (H. K. L. R. D.) [2015 年版] 第 4 巻第 798 頁、809 頁～810 頁第 7.7 段落) (香港)；*パンター対司法長官事件* (ニュージーランド判例集 (N. Z. L. R.) [2007 年版] 第 1 巻第 40 頁、71 頁第 130 段落) (ニュージーランド) 参照。

事実を明かすと、モナスキーは、自らの提示した現実の合意という提案を採用した条約締約国を一つも明らかにしていなかった。口頭弁論の記録第 9 頁参照⁴。

⁴ モナスキーは、外国の裁判所がより年長の子どもではなく、*幼児*に、諸事情総合考慮基準を適用していることに異論を唱えている。この関連で、モナスキーは、欧州司法裁判所が「当該幼児を実際に世話しているのが母親である」場合、関連する国の「社会環境及び家庭環境への当該母親の統合を評価する必要がある」と判示したことを指摘している。反対訴答書面第 5 頁～6 頁 (*メルクルディ対チャップフェ事件* (欧州司法裁判所判例集 (E. C. R.) 2010 年版 I-14309、I-14379 第 55 段落を引用))。たしかに、子の世話をする親が、問題となっている国との間に有する結び付きは、大いに関連性がある。しかし、欧州司法裁判所は、子の世話をする者の結び付きが審査の終着点であるとは判示していない。むしろ、判断を下す裁判所は「個々の事案に特有の事実関係における一切の事情を考慮し」なければならないとしている。*同書*第 56 段落 (強調は引用者による) (他の諸要素の中でも、幼児の物理的所在及び当該国にいる期間も考慮)。

法廷意見

結論：子の常居所を定める定型的な要件はない—とりわけ、幼児について現実の合意が要件になることはない。モナスキーが提示した現実の合意要件は、本条約の文言による裏付けを欠いているばかりでなく、本条約が要求する裁量及び国際的調和と整合しない；モナスキーの提案によるならば、本条約の「目的及び趣旨」が阻害されることになる。アボット事件（連邦最高裁判所判例集（U.S.）第 560 巻第 20 頁）。現実の合意要件は、一方の親が同意を保留することにより一方的に幼児の常居所の認定を阻むことを可能にする。仮に同要件を採用したならば、国境を越えて子どもを連れ去る一方的な決定を阻止するという本条約の狙いは損なわれてしまう。さらに、本条約に基づき生ずる紛争の場合によくあることだが、両親がとげとげしい関係にある場合には、合意はほとんど期待できない。要するに、控訴裁判所が原審において述べたように、「モナスキーの手法によるならば、幼児に常居所がないという推定が成り立ってしまい、連れ去りに対し最も無防備な者たちを、最も保護の及ばない状態に置くことになる。」連邦控訴裁判所判例集第 3 シリーズ（F. 3d）第 907 巻第 410 頁。

B

モナスキーは、「幼児のある国における単なる物理的所在が、「常（habitual）」とみなされるための十分に安定した性質を備えている」ことを確実にするために、現実の合意要件が必要であると反論した。申立人準備書面第 32 頁。幼児の「単なる物理的所在」が幼児の常居所の決定的指標でないことには、当裁判所も同意する。しかし、両親が特定の場所に家庭を築いたことを示す事実など、現実の合意以外の多岐にわたる事実によって、事実認定者は、当該場所における幼児の居住が「常（habitual）」としての性質を備えているかどうか判断することが可能になる。

法廷意見

モナスキーは、自らの提示した現実の合意要件のような明確なルール（ブライトライン・ルール）は、連れ去られた子どもの迅速な返還を促進し、奪取者予備軍の者たちが「一か八かやってみる」のを最初の段階で思いとどまらせるものであるとも主張している。同書第 35 頁、38 頁。しかし、合意があったかどうかという勝者が独り勝ちする証拠に関する争いについて判断を下すことが、裁判所に「証拠を概観して即座に得られる印象」を形成する裁量を認めるより迅速だということはほとんどない。ポーモント及びマッケリーヴィー第 103 頁（内部引用は省略）。一切の事情が関わってくる場合には、奪取者予備軍の者たちは、現実の実情をごまかすことをより難しく感じる（より簡単に感じるのではない）はずであり、これにより、奪取者予備軍の者たちが「子の監護の権利を得ることを目的として…裁判管轄の原因」を捏造することを阻止することになる。ペレス-ヴェラ第 428 頁第 11 段落。

最後に、モナスキーと法廷助言者は、ある厄介な問題を提起した：現実の合意要件は、家庭内暴力の行われている環境に生まれてきた子どもを保護するために必要である、とモナスキーと法廷助言者は述べている。申立人準備書面第 42 頁～44 頁。法廷助言者としての家族のための避難所他の準備書面第 11 頁～20 頁。家庭内暴力は、子の世話をする親であって虐待から子どもと共に逃げている者が関わるハーグ条約事案において、「困難な」問題を提起する。ヘイル「逃亡—家庭内暴力と子の奪取」現代法律問題（Current Legal Prob.）第 70 巻第 3 頁、11 頁（2017 年）。しかし、当裁判所は、定型的な現実の合意要件を課すことが、適切な解決策であるか、疑わしいと考えている。そのような要件を課せば、多くの幼児が常居所のない状態になってしまい、それゆえ、本条約の適用対象から外れてしまうからである。上記第 11 頁～12 頁参照。子の監護に関する紛争の家事審判を行う裁判所を確定したからといって、当然のことながら、監護に関する紛争の本案が処理されることにはならない。家庭内暴力は、子の返還後に、監護に関する家事審判の中で十分に探究すべき問題である。

法廷意見

付け加えると、ハーグ条約には、子どもたちを家庭内暴力の害悪から保護するための仕組みがある：第 13 条 (b)。ヘイル、現代法律問題 (Current Legal Prob.) 第 70 巻第 10 頁～16 頁 (家庭内暴力関連の事案における第 13 条 (b) の解釈及び適用についてのベストプラクティスガイドを作成するハーグ会議のワーキンググループについて) 参照。第 13 条 (b) は、上記第 3 頁にも記載したように、「[子を] 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険がある」場合には、裁判所が子の常居所への返還を命じないことを認めている。第 13 条 (b) (条約文書第 10 頁)。モナスキーは、下級審において、タグリエリによる返還申立てに対し、第 13 条 (b) の抗弁を主張した。これに対し、地方裁判所は、モナスキーがタグリエリによる身体的虐待にさらされていたというモナスキーの「非常に厄介な」主張に信用性を認めた。裁量上訴受理令状申立書付属書類第 105a 頁。しかし、地方裁判所は、タグリエリがこれまでに A. M. T. を虐待したりその他の仕方で A. M. T. の幸福を軽んじたりしたことを示す「証拠はない」と認定した。同書第 103a 頁、105a 頁。また、同裁判所は、控訴裁判所の判例に従い、A. M. T. が母親との別居により受ける可能性のある心理的害悪を考慮することを認めなかった。同書第 102a 頁。モナスキーは、これらの判断について、当裁判所において争わなかった。

III

提起された第二の問題点を見てみると：最初の審判者が行った常居所の判断に対する適切な控訴審審査の基準とはいかなるものか？本条約も ICARA も、「迅速に」行うようにとの指示以外には、控訴審審査の方法について規定していない。第 11 条 (条約文書第 9 頁)；連邦司法センター、ガルボリーノ判事「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年ハーグ条約：裁判官のための指針」第 162 頁 (第 2 版。2015 年) (本条約における「迅速処理の重視は、控訴審の手続にも適用される。’) 参照⁵。

⁵ モナスキーは、覆審的審査のみが「本条約の国際的に統一された解釈の必要性」を満たし得ると主張している。合衆国法典第 22 編第 9001 条 (b) (3) (B)。申立人準備書面第 19 頁～21 頁参照。しかし、国際的に統一された解釈の必要性に関する ICARA の認識は、連邦議会が「いくつかの事実審裁判所の判断のために」定めた控訴審審査の基準に関する「明確な制定法上の規定」に類似しているとは到底いえない。ヒアース対アンダーウッド事件 (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 487 巻第 552 頁、558 頁 (1988 年))。

法廷意見

条約又は制定法に規定がない場合は、事実審裁判所の常居所に関する判断に対する敬讓の適正水準は、当該判断が法律問題、事実問題又は法律と事実の混合的問題のいずれを解決するものであるのかによって決まる。一般に、法律問題は覆審的に審査され、事実問題は明白な誤りの有無につき審査を受ける。その一方で、混合的問題についての控訴審審査の適切な基準は、「当該問題に回答するにあたって主に必要とされるのが、法的な作業と事実に関する作業のうち、いずれであるかによって決まる。」*US バンク対ビレッジ・アット・レイカーリッジ合同会社事件* (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 583 巻第__頁、__頁～__ (2018 年)) (判決速報第 8 頁～9 頁)。

子の常居所が提起するのは、辛うじてではあるが、米国法が法律と事実の「混合的問題」に分類する問題である。*同書*第__頁 (判決速報第 7 頁)。審理の出発点は、法的問題である：常居所の適切な基準とは何か？しかし、一旦、事実審裁判所がその準拠すべき諸事情総合考慮基準を正確に確認したならば、当該基準を適用するにあたって裁判所がすべきこととして残っているのは、*上記*第 7 頁～11 頁において説明したとおり、事実の問題に答えることである：当該子は問題となっている特定の国に慣れ親しんでいたか？それゆえ、常居所の判断は、控訴裁判所ではなく、事実認定を行う裁判所に任務を委ねるものであり、控訴審において、事実認定を行う裁判所に敬讓を示す明白な誤りの審査基準により判断されるべきである。

控訴審審査の基準を選定するにあたって、当裁判所は、適切な基準を示す「控訴審の実務慣行における長年にわたる歴史」があるかどうかについても問うた。そのような基準に第一原則から到達するのは、「並外れて難しい」ことであると判明しかねないからである。*ピアース対アンダーウッド事件* (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 487 巻第 552 頁、558 頁 (1988 年))。連邦控訴裁判所の中には、常居所の判断を覆審的に審査したものもあったが、この関連で、統一的な理にかなった実務慣行はなく、「歴史的伝統」に類似したものは何もなかった。*同書*同頁。*上記*第 6 頁～7 頁も参照 (巡回区裁判所の判決速報に言及)。さらに、ここでの常居所の審理のように明らかな事実的基礎がある混合的問題の場合、歴史的実務慣行を初期設定と見る理由は乏しい。

法廷意見

明白な誤りの審査は、ハーグ条約の事案においては、特に美点となる。明白な誤りの審査は、敬讓的審査基準として、控訴審を迅速化し、その結果、本条約の重視する迅速性に資するものである。第2条、11条（条約文書第7頁、9頁）参照。注目すべきことに、他の条約締約国の裁判所も、第一審の常居所に関する判断を敬讓的に審査している。例えば、バレヴ事件（最高裁判所判例集（S. C. R.）[2018年版]第1巻第419頁第38段落、ドミニオン判例集（D. L. R.）第4シリーズ第424巻第408頁第38段落）；パンター事件（ニュージーランド判例集（N. Z. L. R.）[2007年版]第1巻第88頁第204段落）；AR 対 RN [2015年] 英国最高裁判所第35号事件第18段落参照。

IV

いずれの当事者の支援もしない法廷助言者としての米国は、提起された2つの問題点に対する当裁判所の解決の仕方について賛同しているが、控訴裁判所の判決を維持するのではなく、同裁判所への差戻しを提案している。法廷助言者としての米国の準備書面第28頁。通常、当裁判所は、準拠すべき諸事情総合考慮基準を第一審で適用する機会を下級審裁判所に与えるために、そのような方針を採る。

しかし、本件の事情の下では、当裁判所は、原判決を破棄することを拒否する。たしかに、下級審裁判所は、A. M. T.の状況を、両親の共通意図という視点から見ていた。しかし、4日間の非陪審審理を経て、地方裁判所は、本件紛争に関連するすべての事実を把握した。地方裁判所が会得しなかった追加的事実を明らかにするよう口頭弁論において尋ねられ、米国を代理する弁護士は何も提示しなかった。口頭弁論の記録第38頁。モナスキー及びタグリエリは、両者の紛争は「これ以上の事実面での開拓を要しない」ということに賛成しており、いずれの当事者も、差戻しを求めている。反対訴答書面第22頁（相手方準備書面第54頁を引用）。

法廷意見

モナスキーは、当裁判所が一切の関連事情に基づき A. M. T. の常居所をそのままにする場合には、原判決を破棄するよう当裁判所に求めている。モナスキーは、自らが「イタリアに安定的な結び付きを有していないこと」及び「A. M. T. がイタリアに居住している状況が不安定かつ流動的であること」を指摘している。反対訴答書面第 19 頁（内部引用及び修正は省略）。しかし、地方裁判所は、これらの主張に関係する競合する諸事実を検討した。その諸事実には、両当事者の婚姻関係が崩壊していった緊迫した状況も含まれていた。にもかかわらず、同裁判所は、モナスキーはイタリアに十分な結び付きを有しており、「ほぼ間違いなく、イタリアに常居所を有する者であった」と認定した。裁量上訴受理令状申立書付属書類第 91a 頁。その上で、同地方裁判所は、婚姻関係が問題を抱えた状態であったにもかかわらず、A. M. T. は、「イタリアの婚姻家庭」、すなわち、両親が「米国に帰国する確定的計画のない状態で」築いたイタリアの婚姻家庭に生まれた、と疑いの余地なく認定した。同書第 97a 頁。本件記録中に、差戻審で同地方裁判所が異なる形で事実を評価することを示す事情はない。

迅速な解決が本条約の目的であるところ、差戻しをするとすれば、時間を消費してしまう。A. M. T. が生まれた数カ月後に、同幼児の返還命令の手続が開始された。A. M. T. は、現在、5 歳である。4 年半を超える本訴訟の期間は、返還命令の申立てを解決する際の目標期間である 6 週間を、短いと感じさせてしまうほどの期間である。第 11 条（条約文書第 9 頁）参照。タグリエリは、A. M. T. の監護については、これまでのところ、「暫定的に」のみ解決されていると述べており、相手方準備書面第 56 頁脚注 13、モナスキーの親の権利に関する事項を含む監護に関する手続は、イタリアで係属中であると述べている。口頭弁論の記録第 60 頁～61 頁。地方裁判所の網羅的な記録、いずれの当事者も求めている差戻審において地方裁判所の判決が変わると見込まれるような理由がないこと及びこれまでの手続が長期化していることを考慮すると、A. M. T. の返還に関する終局判決は相当である。

* * *

以上の理由から、第 6 巡回区連邦控訴裁判所の判決を

維持する。

トーマス判事の意見

米国連邦最高裁判所

第 18-935 号

申立人ミシェル・モナスキー対
ドメニコ・タグリエリ

第 6 巡回区連邦控訴裁判所に対する
裁量上訴受理令状について

[2020 年 2 月 25 日]

トーマス判事は、本判決に対する一部同意・結論同意意見を述べた。

当裁判所は、順応するには幼すぎる幼児の常居所を定めるにあたって、両親の間でなされた現実の合意は必要ないという正当な結論を下した*。私は、常居所の審理は極めて事実本位の審理であり、各事案特有の事情を考慮することを裁判所に要求するものであるという当裁判所の結論にも賛同する。しかし、私としては、主に条約の文言の明白な意味に基づき本件の判断をすべきと思料するので、別途意見を述べる。

* 当裁判所は、「常居所の判断基準を明確にするため、裁量上訴を許可した」と述べており、*上記*第 6 頁、法廷意見には、より年長の子に当てはまるように読まれる可能性のある言い回しが使用されている。例えば、*上記*第 8 頁～9 頁参照。しかし、提起された関連する問題点は、専ら、「周囲の環境に順応するには幼すぎる幼児」の常居所に焦点を当てている。裁量上訴受理令状申立書 i。私は、当裁判所の分析の範囲を、他と明確に区別できるこの問題点に限定したい。これのみが、両当事者により摘示されている問題点である。

I

本件は、国際的な子の奪取救済法（ICARA）（改正法を含む、合衆国法典第 22 編第 9001 条以下参照）により実施されている国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約（1980 年 10 月 25 日、条約その他の国際法シリーズ（T. I. A. S.）第 11670 番、上院条約文書（S. Treaty Doc.）第 99-11 号）の解釈を当裁判所に要求する事案である。本条約第 3 条は、「連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた国の法令に基づいて…個人が有する監護の権利を侵害して」おり、かつ、「連れ去り若しくは留置の時に当該監護の権利が現実に行使されていた」場合に、「子の連れ去り又は留置は、不法とする」と規定している。上院条約文書（S. Treaty Doc.）第 99-11 号第 7 頁。ICARA に基づき、親は、奪取された子を子の常居所地国に返還するよう、連邦裁判所又は州裁判所に申立てることができる。第 9003 条（b）。ICARA は常居所を定義していない；単に、申立てをした親は「本条約における意味の範囲内で、子が不法に連れ去られ、又は不法に留置されていることを、証拠の優越により立証し」なければならないと述べているにすぎない。第 9003 条（e）（1）（A）。本条約も、同用語を定義していない。

「条約の解釈は、制定法の解釈と同様、その文言が出発点となる。」アボット対アボット事件（連邦最高裁判所判例集（U. S.）第 560 巻第 1 頁、10 頁（2010 年））（メデジン対テキサス州事件（連邦最高裁判所判例集（U. S.）第 552 巻第 491 頁、506 頁（2008 年））を引用。当裁判所は、この事実を認識しているものの、文言からは常居所が事実本位の審理であることが「示唆される」のみであると結論付け、結局、原文ではない情報源に依拠して「本条約の文言が示唆していることを確認」した。上記第 7 頁。私の見解では、条約が制定された時点における関連する用語の通常の意味から、常居所の審理が本質的に事実本位であることの有力な証拠が得られる。シンドラーエレベーター株式会社対合衆国事件（カークに関する事件）（連邦最高裁判所判例集（U. S.）第 563 巻第 401 頁、407 頁（2011 年））参照。

1980 年において、今日同様、「常（habitual）」は「慣習的な、普段の」物事を指していた。ブラック法律辞典第 640 頁（第 5 版、1979 年）；オックスフォード英語辞典第 6 巻第 996 頁（第 2 版、1989 年）（「安定した慣習又は状態として存在している；何度も繰り返される又は絶えず継続される；慣習的な」）；ウェブスター新国際辞典第 3 版第 1017 頁（1976 年）（同旨）も参照。また、「居住／住居（residence）」が指していたのは、「ある居所に人が存在すること」ブラック法律辞典第 1176 頁、「人の普段の居住場所」オックスフォード英語辞典第 13 巻第 707 頁、又は「しばらくの間、ある場所に居住する若しくは住むという行為若しくは事実」ウェブスター新国際辞典第 3 版第 1931 頁であった；*同書同頁*（「一時的又は恒久的な居住場所、住居又は住宅」）も参照。

トーマス判事の意見

これらの定義は、順応するには幼すぎる子にとっての常居所の概念を、整然とした必要十分条件一式に単純化することはできないということを示している。例えば、何が慣習的な又は普段の物事かという問題に答えるためには、裁判官は、多数の事実、例を挙げれば、銀行口座及び運転免許証の有無、雇用期間及び雇用形態並びに地域社会とのその他の結び付きの強さ及び期間などを検討することを要求される。居住の有無を判断するには、恒久的な住まいの有無、問題となっている国にいる期間及び、一部の事案では、両親の間でなされたある特定の場所に居住するという現実の合意などの要素を検討することが必要となる。したがって、「常居所」という用語の通常の意味から、子の両親の間における客観的な合意は要求されないという結論に対する強力な裏付けを得られる。この明白な意味は、当裁判所における解釈の第一次的な指針として機能すべきである。ウォータースプラッシュ株式会社対メノン事件 (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 581 巻第 ___ 頁、 ___ 頁 (2017 年)) (判決速報第 4 頁) ; オリンピック航空対フサイン事件 (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 540 巻第 644 頁、649 頁 (2004 年)) 参照。

II

本件は、他の署名国の決定—その決定が条約の成立と同時期のものでない場合は特に—を参照する前に、当裁判所の行う議論をしっかりと文言につなぎ止めておくという見識を示す好例である。本判決において、当裁判所は、外国の裁判所が「常居所」という用語を事実本位の審理として解釈していることを、意味のあることと考えている。上記第 10 頁～11 頁。外国の裁判所に「明白な傾向」が確かに現れているとしても、上記第 10 頁、このコンセンサスは、過去 10 年の間に形成されたものにすぎないように思われる。

英国最高裁判所のレディ・ヘイルは、当裁判所が引用した2013年の決定において、同じように述べている。レディ・ヘイルが説明するところによれば、長年にわたり、イングランドの裁判所は、常居所という事実的概念を法的概念で上塗りしてしまいたいという誘惑に駆られながら、子の常居所を決定する法的基準を形成してきた。A対A事件（上訴事件判例集（A.C.）[2014年版]第39段落（2013年））（英国）；*同書*第37段落も参照。ある評釈者が2001年に記載したところによると、「この用語を専門用語として扱うべきではなく、住所という概念に適用されるのと同様の専門的な法的要件により複雑化すべきでない」と「学者も裁判官も」強調してきたが、「一部の事案では、こうした発言は純然たるリップサービスであったようである。というのも、多くの裁判所は、この概念を「法的なものにする」という誘惑に抗うことができなかつたからである。」シュッツ「ハーグ子奪取条約上の子の常居所—理論と実務」子と家庭の法律季刊誌（Child & Family L. Q.）第13巻第1頁、4頁（2001年）。それゆえ、最近まで、「多くの[外国の]裁判所の手法は、専ら親が転居した目的に焦点を当てること」、すなわち、住所という法的概念について論じる審理であった。シュッツ「子の常居所を決定する際の政策的考慮事項及び背景事情の関連性」超国家的な法・政策雑誌（J. Transnat'l L. & Pol'y）第11巻第101頁、103頁（2001年）（脚注は省略）。

次に、外国の諸法域が、一つの常居所解釈にまとまるのに、1980年の本条約制定時から約30年かかったようである。この比較的最近の進化は、思い切った救済をする際に、十二分な文言分析をする代わりに外国裁判所の決定に過度に依存してしまうという危険を生じさせる。こうした決定は、条約の成立と同時期に下されたものでないため、必ずしも、当該用語のもともとの理解についての最良証拠を提供するものとはいえない。また、内省的に外国の裁判所に目を向けてみると、当該「明白な傾向」が現れる前、1990年、2000年、さらには2010年にこの争点が提示されていたとしたら、当裁判所は、本件を異なった形で解決したかどうかという疑問が生じる。

トーマス判事の意見

当裁判所は、「本条約の国際的に統一された解釈の必要性」を強調する ICARA の前文中の記載を挙げることにより、この難題を回避しようとしている。合衆国法典第 22 編第 9001 条 (b) (3) (B) ; 上記第 10 頁参照。言うまでもなく、当裁判所が独自に常居所の評価をした結果、この新たに出現したコンセンサスから逸れた結論に達した場合には、明白な意味を犠牲にして無理に合意を形成するためにこの前文の文言を援用する理由はなかったであろう。より綿密な文言分析に依拠するのではなく、条約の他の署名国の裁判に過度に依存することにより、よくある答えに達するよう説き伏せられてしまう危険を冒すことになるが、それは、もしかすると正しい答えではないかもしれない。要するに、「当裁判所は、他の裁判所の判決を当裁判所自身の判決の代わりに用いるべきでない。」アボット事件 (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 560 巻第 43 頁 (スティーブンス判事、反対意見)) ; オリンピック航空事件 (連邦最高裁判所判例集 (U. S.) 第 540 巻第 655 頁脚注 9) も参照。

こうした潜在的な危険を回避するため、私は、「常居所」の明白な意味に依拠して、現実の合意は必要ないと結論付けるのが相当と思料する。上記第 2 頁～3 頁参照。この結論は、本条約の解説報告書により支持される。最近までの他の署名国の裁判所による解釈も、この結論を裏付ける。なぜなら、その解釈は、文言の意味及び当裁判所独自の判決と合致しているからである。当裁判所は条約の文言に十分な重きを置いていないことから、私は、法廷意見の第 II 部に賛同できない。

アリート判事の意見

米国連邦最高裁判所

第 18-935 号

申立人ミシェル・モナスキー対
ドメニコ・タグリエリ

第 6 巡回区連邦控訴裁判所に対する
裁量上訴受理令状について

[2020 年 2 月 25 日]

アリート判事は、本判決に対する一部同意・結論同意意見を述べた。

私は、本件のほぼすべての争点について、当裁判所に賛同する。具体的に言うと、次の各点に賛同する。(1)「常居所」の問題の分析は、様々な要素に基づき行うべきであり、かつ、各事案の個別の事実関係に注意を払って行うべきである、という点、(2) 子がある国に常居所を有することは、両親がその旨の合意をしていなかったとしても、あり得ることである、という点、(3) 当裁判所が常居所の解釈をするにあたっては、他の署名国の解釈を考慮すべきである、という点、(4) 地方裁判所の常居所に関する決定は、控訴審において、敬譲を示される資格がある、という点及び (5) 原判決を維持すべきであるという点。私は、当裁判所は「常居所」の意味を独自に解釈しなければならない、というトーマス判事の意見にも賛同する。

では、これはどういうことを意味するのか? 「常 (habitual)」という用語は、関連のある概念の集まったものを指すのに用いられる。同用語は、習慣的に行われる物事を指すのにも、「何度も繰り返される若しくは絶えず継続される」、「普段の」又は「慣れた」物事を指すのにも、用いることができる。オックスフォード英語辞典第 6 巻第 996 頁 (第 2 版、1989 年); ウェブスター新国際辞典第 3 版第 1017 頁 (1976 年) も参照。これらの理解を別々に取り上げた場合には、本条約上の「常居所」の概念を適用したときに、これらの各理解から得られる分析結果は、それぞれ異なったものになる可能性がある。国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約 (1980 年 10 月 25 日、条約その他の国際法シリーズ (T. I. A. S.) 第 11670 番、上院条約文書 (S. Treaty Doc.) 第 99-11 号) 参照。しかし、私は、当裁判所が同用語の本条約上の意味を正確に捉えているのは、当裁判所が子の常居所は当該子の「家/家庭/慣れ親しんでいる場所 (home)」であると述べているときであると思料する。上記第 8 頁、10 頁、15 頁。

アリート判事の意見

もちろん、「家／家庭／慣れ親しんでいる場所 (home)」という概念も多面的である。同用語は、人が通常、睡眠や食事をとり、作業をし、社会的活動及び娯乐的活動をする場所を示すのに用いることができるが、人が最も快適と感じる場所及び人が最も強い情緒的な結び付きを有する場所を意味することもある。オックスフォード英語辞典第 7 巻第 322 頁～323 頁；ウェブスター新国際辞典第 3 版第 1082 頁参照。最善を尽くして判断してみると、本条約上の「常居所」の概念は、これらの意味すべてをある程度包含している。仮に、それらの統合を試みるよう強いられるのであれば、同用語は、子が長期間実際に住んでいた場所を意味する—ただし、当該場所が一時的にとどまらなるとみなされたことがない場合又は当該子が強い愛着を持っている場所が他にある場合は、この限りでない、というのが私の見解である。私の考えでは、これが、諸裁判所による「常居所」の概念の理解の中核であり、成文化された同用語の意味の多様なニュアンスを最もよく蒸留した物を表しているように思われる。

このように解釈すると、「常居所」は、少なくとも当裁判所が我が国の法制度における当該概念について理解しているところでは、純粋な事実の問題ではない。しかし、同概念は、事実審理としての側面の強い審理を必要とする。以上の理由から、私は、控訴審審査の基準は、明白な誤りではなく、裁量権の濫用であると考え。実際問題として、その違いはわずかにすぎないかもしれない。重要なのは、地方裁判所の判断に大きな敬讓を示すべきであるという点である。